

# 経営所得安定対策の お知らせ



平成23年度より実施されていた、「農業者戸別所得補償制度」は、平成25年度より「経営所得安定対策」へと名称を変更し、平成27年度についても引き続き実施されます。交付対象作物や交付対象者等制度の詳しい内容、申請方法については左記までお問い合わせ願います。

申請のない場合や申請期限6月30日(火)を過ぎてからの申請は交付金の対象となりませんので、申請漏れのないようご注意ください。なお、申請書類の整備に多少お時間がかかる場合もありますので、当協議会へのご提出は6月17日(水)までお願いいたします。

なお、昨年度経営所得安定対策に加入されていた方には受付窓口開設日など、別途ご案内します。

## 【問い合わせ先】

八雲町地域農業再生協議会(農林課農業振興係内)  
☎0137-62-2111(内線334)

～農家の皆さんへ～

# 農作業事故に 注意しましょう!

## ◆こんな事故に注意

1. 農業機械での作業による事故  
(トラクターの転倒等)
2. 施設での作業による事故  
(高所からの転落等)
3. 公道での事故 etc.  
→周囲の安全確認・作業しないときは機械のエンジンをOFFに!

## ◆万が一の時のために…

労働者災害補償保険  
(労災保険)に加入を!



農林課農業振興係  
熊石総合支所産業課農林係

# 環境水道課からのお知らせ 第57回「水道週間」の 実施について

平成27年6月1日から6月7日までの1週間にわたり、第57回水道週間が実施されます。この水道週間は、水道についての理解と関心を深めてもらうことを主眼とし、国や道をはじめ各市町村の水道事業体等によって様々な広報活動を実施するものです。

そこで今回は、八雲町水道(簡易水道含む)事業の現状と水道使用にかかる注意点についてお知らせします。

## 八雲町水道事業の現状

給水人口の減少により給水収益(水道料金収入)は減少傾向にある一方で、配水管や浄水場などの水道施設については老朽化が進んできており、今後これら老朽施設の更新には多額の事業費がかかることが予想されます。八雲町水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していきまますが、町民皆様に安心・安全な水道水を安定的に供給していくため、各種見直し検討を行いながら健全な事業運営に努めていきますので、ご理解ご協力をお願いします。

## 水道使用にかかる注意点

### 《水道開始・中止等の届出を忘れずに》

開始・中止等の届出をしないと、水道料金の未払いや過払いとなる場合がありますので、水道使用の変更がある場合には必ず役場に届けてください。

### 《漏水や排水つまりの場合》

家庭の水道トラブルにかかる修理については、個人の対応になります。また、夜間や休日に業者に修理を依頼した場合には、割増料金がかかることもありますので、緊急度を勘案して依頼してください。

### 《水道料金は納期内に納めてください》

料金未納の場合には、督促の案内を出さなければならず、余計な経費がかかります。正しく納めていただいている方にご迷惑をおかけすることになりますので、水道料金は必ず納期内に納めてください。なお、どうしても納期内に納められない場合には役場に相談してください。何の相談もなく料金の滞納が続く場合には、やむを得ず水道を止めることとなりますので、ご注意ください。

## 【問い合わせ先】環境水道課業務係

